

富山市まちなか宅地整備促進事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市まちなか宅地整備促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、富山市宅地開発に関する指導要綱（平成17年4月1日富山市告示第13号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発 主として宅地分譲の目的で行う土地の区画形質の変更を行うもの（土地区画整理事業を含む。）をいう。
- (2) 開発区域 宅地開発をする土地の区域をいう。
- (3) 認定区画 第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画で定めた住宅用途の区画をいう。

(補助対象の区域)

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第2条第1項第1号に掲げる区域とする。

(事業計画の認定)

第4条 前条の区域において、宅地を整備しようとする者は、制度要綱第4条の規定に基づき、事業計画を作成し、富山市まちなか宅地整備事業計画認定申請書（様式第1号）により、市長に認定の申請を行うことができる。

2 前項の申請書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定の申請をすることができない。

- (1) 都市計画法、建築基準法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

(3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(5) 前4号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

（認定の基準）

第5条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1) 制度要綱第1条に規定する目的に即したものであること。

(2) 制度要綱第7条第2項第1号に規定するまちなか居住環境指針の2－3住宅団地基準に適合するものであること。ただし、敷地の緑化については、同項第2号に規定する緑化基準によるものとする。

2 前項の基準は、富山市宅地開発に関する指導要綱など開発行為に係るその他の基準を緩和するものではない。

3 第1項の認定は、第14条の補助金の交付を予約するものと解してはならない。

4 市長は、第1項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な措置を講ずること並びに補助金の交付の限度について条件を付することができる。

（認定の通知等）

第6条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該事業計画の認定の申請をした者に富山市まちなか宅地整備事業計画認定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

2 事業計画に係る事業は、前項の規定による通知のあった日以後でなければ着手することができない。

（認定計画の変更）

第7条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、富山市まちなか宅地整備事業計画変更認定申請書（様式第3号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。ただし、区画の形状等、認定内容に影響が及ばない軽微な

ものにあつては、富山市まちなか宅地整備事業軽微変更届出書（様式第４号）の届出によるものとする。

２ 市長は、前項前段の申請を認定したときは、富山市まちなか宅地整備事業計画変更認定通知書（様式第５号）により、認定事業者に通知するものとする。

（認定計画の地位の承継）

第８条 次のいずれかに該当するものは、市長の承認を受けて、当該認定計画に基づく地位を承継することができる。

（１）認定を受けた者の相続人

（２）認定を受けた者から当該認定区域内の土地の所有権その他当該認定に関する工事を施工する権限を取得した者

（３）土地区画整理法第１１条に規定する相続、合併その他の一般承継人

（４）土地区画整理法第５１条の１２に規定する合併により設立された会社若しくは土地区画整理事業を承継した会社又は土地区画整理事業を譲りうけた者

２ 前項の承認を受けようとする者は、富山市まちなか宅地整備事業計画地位承継承認申請書（様式第６号）に、地位の承継のあった事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

３ 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかにその旨を当該認定計画の地位承継申請者に富山市まちなか宅地整備事業計画地位承継承認通知書（様式第７号）により通知しなければならない。

（認定計画の中止又は廃止）

第９条 認定事業者は、第６条第１項の通知のあった日以後において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まちなか宅地整備事業中止（廃止）届（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第１０条 市長は、認定事業者が認定計画に従って整備事業等を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるよう命ずることができる。

（認定計画の取消し）

第１１条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき

(2) 認定計画と異なる整備事業を行ったとき

(3) 事業計画の認定を受けた日以後において、第4条第3項各号に該当する者になったとき

(4) 第6条の規定による認定の通知があった日から2年以内に当該補助対象事業にかかる補助金の交付申請をしないとき。ただし、土地区画整理事業の場合は、換地処分に伴う登記後1年以内に補助金交付申請をしないとき

(5) 前条の規定により命じられた措置をとらないとき

2 市長は、認定計画を取り消したときは、速やかに、その旨を当該事業計画の申請をした者に富山市まちなか宅地整備事業計画認定取消し通知書（様式第11号）により通知しなければならない。

（補助金の額）

第12条 補助金の額は、1区画あたり70万円に認定区画の数を乗じた額で、予算の範囲内の額とする。ただし、1開発区域につき7,000万円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第13条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、認定計画にかかる整備事業が完了した後、速やかに、当該事業の成果を添えて、富山市まちなか宅地整備促進事業補助金交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付する図書は、別表第2に掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 第4条第3項第1号から第5号までに掲げる者

(3) 当該開発区域について富山市の他の宅地整備に関連した補助金の交付を受けている者

（交付決定等）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定及びその額の確定をするものとする。この場合において、当該申請をした者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市まちなか宅地整備促進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき

2 市長は、交付を取り消したときは、速やかに、その旨を補助申請者に富山市まちなか宅地整備促進事業補助金交付決定取消し通知書（様式第12号）で通知しなければならない。

（補助金等の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、当該事業者に対して、文書を交付してその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（細則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。ただし、第12条ただし書の規定は平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事業計画の認定申請に必要となる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
事業計画書	事業計画の概要、資金収支計画 まちづくりの目標（公共交通を軸としたまちづくり や環境に配慮したまちづくりなど） 建築協定に定める内容
まちなか住宅・居住環境指針適合表	計画内容欄、申請者確認欄
計画工程表	計画、補助、建築協定等の手続き、設計、入札、着工 、竣工、販売等の時期
開発区域図（開発行為の場合）又は 施行地区位置図（土地区画整理事業 の場合）	方位、道路及び目標となる建物等
土地利用計画図 （開発行為の場合）	宅地、公共施設等の配置及び面積
設計図 （土地区画整理事業の場合）	宅地（認定区画）の配置及び面積 公共施設等の配置及び面積
消融雪施設整備計画図	消融雪施設の配置、構造

別表第2 補助金の交付申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
事業実績書	完成した事業の概要、資金収支報告
まちなか住宅・居住環境指針適合表	計画内容欄、申請者確認欄
交付申請額の算定方法	交付申請額の算定方法
実施工程表	計画、補助、建築協定等の手続き、設計、入札、着工、竣工、販売等を表示した計画工程表に実施工程を朱書きで表示
開発許可に関する書類 (開発行為の場合)	宅地、公共施設等の配置及び面積がわかるもの 開発許可書及び開発行為検査済証の写し
換地計画認可申請の事業計画等に関する書類 (土地区画整理事業の場合)	宅地(認定区画)の配置及び面積及び公共施設等の配置及び面積 わかるもの 事業計画認可書及び換地計画認可書の写し
消融雪施設整備に関する書類	消融雪施設の配置、構造がわかるもの 道路占用許可書、道路占用許可申請書及び工事完成届の写し、 消融雪施設整備の工程写真(工事前、施工中、工事後)
建築協定等に関する書類	建築協定認可書の写し、建築協定書
住宅用途の区域内の土地登記簿謄本(全部事項証明書)及び公図	土地利用計画の内容が反映されたもの(開発行為の場合) 換地処分の内容が反映されたもの(土地区画整理事業の場合)
市町村税の納税証明書	直近の年度のもの